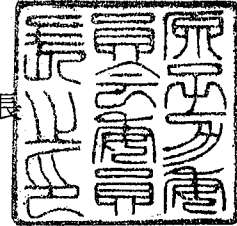




府政科技第289号  
令和元年7月25日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認（研究用原子炉の変更）について（答申）

令和元年7月3日付け原規規発第1907034号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用について

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用の目的が、一般研究、材料照射、放射性同位元素生産、開発研究、医療照射、教育訓練（ただし、平和目的に限る。）のためであること
- ・使用済燃料については、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者である米国エネルギー省（DOE）に引き渡す方針であること

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該試験研究用等原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。